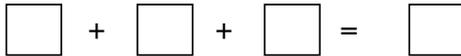


睦沢町認定こども園(保育)利用調整基準表

保護者(2人分)の基準指数 + 調整指数 = 合計点



同点の場合



同点調整

1. 基準指数(父母それぞれの点数を合算する)

項目		点数	
居宅外労働・居宅内労働(中心者)	月間従事日数20日以上	1日7時間以上の就労	10
		1日6時間以上の就労	9
		1日4時間以上の就労	8
	月間従事日数12日以上	1日7時間以上の就労	9
		1日6時間以上の就労	8
		1日4時間以上の就労	7
	上記以外で月60時間以上の就労		6
居宅内労働(協力者)	月間従事日数20日以上	1日7時間以上の就労	8
		1日6時間以上の就労	7
		1日4時間以上の就労	6
	月間従事日数12日以上	1日7時間以上の就労	7
		1日6時間以上の就労	6
		1日4時間以上の就労	5
	上記以外で月60時間以上の就労		4
出産	出産予定日の産前6週の属する月から産後8週の属する月以内	9	
疾病等	入院(概ね1カ月以上の入院)	10	
	自宅療養(常時病臥)、感染症	10	
	医師が長期加療(安静)を要すると診断したもの	8	
	疾病は比較的軽症であるが、定期的通院等を要するもの	3	
障害	身障1級・2級、精神1級、療育A	10	
	身障3～6級、精神2級・3級、療育B	9	
看護・介護・付添(同居の親族)	居宅外 上記「居宅外労働」の基準点を準用		
	居宅内 身障1級・2級、精神1級、療育A	9	
	居宅内 身障3～6級、精神2級・3級、療育B	6	
災害復旧	災害復旧従事(震災・風水害・火災・その他)	10	
要支援	虐待・DV 等	10	
通学・就学	学校通学・職業訓練校通所等 上記「居宅外労働」の基準点を準用		
求職中	ハローワークカードの提出がある場合	3	
	ハローワークカードの提出がない場合	1	

2. 調整指数

項目		点数
世帯	ひとり親世帯、離婚調停又は単身赴任により配偶者と別居中の世帯	3
	生活保護世帯	2
	同一敷地内に居住する65歳未満の祖父母等親族が保育できるとみとめられた場合	-2
	入所等の申込をする児童以外に養育する児童があり、該当児童については入所等の申込を行わない場合(幼稚園等その他の施設に通所している場合を除く)	-3
	申込時点で、保護者が通常家庭では存在しない危険物を扱う業種に従事しているが、他に児童を保育する者がなく、やむを得ず職場で保育している場合	1
	保育料を滞納している場合(修了児・退園児含む)	-3
	勤務先の破産等による離職又は整理解雇その他の自己の責めに帰すべき理由によらない離職による求職中(ただし、離職日の属する月の翌月から3ヶ月間に限る。)	2
保護者	父又は母が産後休暇又は育児休暇明けの場合	2
	保育士等・看護師・栄養士又は介護職員として町内福祉施設に勤務することが明らかな場合(各資格により)	3~1
	児童福祉の観点から保育の利用が必要と認められた場合 緊急度が高いと判断される場合は指数に従わず判断し得る	
児童	兄弟姉妹が既に睦沢こども園に入園	2
	兄弟姉妹が同時に申請 保育の実施を受けていない児童が保育の実施を受けていない当該児童の兄弟姉妹と同時に申込をする場合	1
	障害児である場合 発達支援が必要と認められる場合	2
	保育が必要な状態で、一時保育又は認可外保育施設を利用していることが明らかな場合	2
	保留決定後、6ヶ月以上が経過しているとき	2
	保育が利用できない場合、休業又は休暇も許容できる	-20
	町外在住者の場合(町内転入予定の場合を除く)	-6

【基準指数及び調整指数における注意事項】

- ・保護者が1人のときは指数に10点加える。
- ・基準指数の最高は、20とする。
- ・複数の要件に該当する場合は、点数の高いほうを採用する。
- ・父母が同じ居宅内労働の場合は、1人を協力者とみなす。
- ・労働時間は、休憩時間を含む。
- ・保育料を決定するための市町村民税所得割課税額が非課税の世帯(均等割のみ課税世帯を含む)又は複数の児童が入所する場合において、実費徴収の負担を考慮し調整を行う。
- ・福祉施設勤務の加算により入所が決定した後、自己都合により6ヶ月以内にその専門以外の職に転職した場合は入園の再調整を行う。
- ・表に掲げるほか特に調整が必要が生じた場合は、状況を勘案して町長が決定するものとする。

◎同点調整

順位	項目
1	睦沢町在住者(転入予定者を含む)
2	ひとり親世帯、離婚調停又は単身赴任により配偶者と別居中の世帯
3	養育している未就学児の人数が多い世帯
4	利用申し込みが保留となっている期間が長い世帯
5	世帯収入の合算額が低い世帯